

**第74回新居浜市都市計画審議会
議案書**

令和5年12月4日(月)

新居浜市

目 次

1 議案

議案第 147 号 新居浜都市計画汚物処理場の変更案について

(議案第 147 号-1~3)

議案第 148 号 新居浜都市計画下水道の変更案について

(議案第 148 号-1~4)

議案第 147 号

新居浜都市計画汚物処理場の変更案について

(新居浜市決定)

新居浜都市計画汚物処理場の変更（新居浜市決定）

都市計画汚物処理場中1新居浜市衛生センターを廃止する。

（参考）

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	汚物処理場名			
1	新居浜市衛生センター	新居浜市阿島二丁目	約 9,500 m ²	し尿処理能力 140kl/日

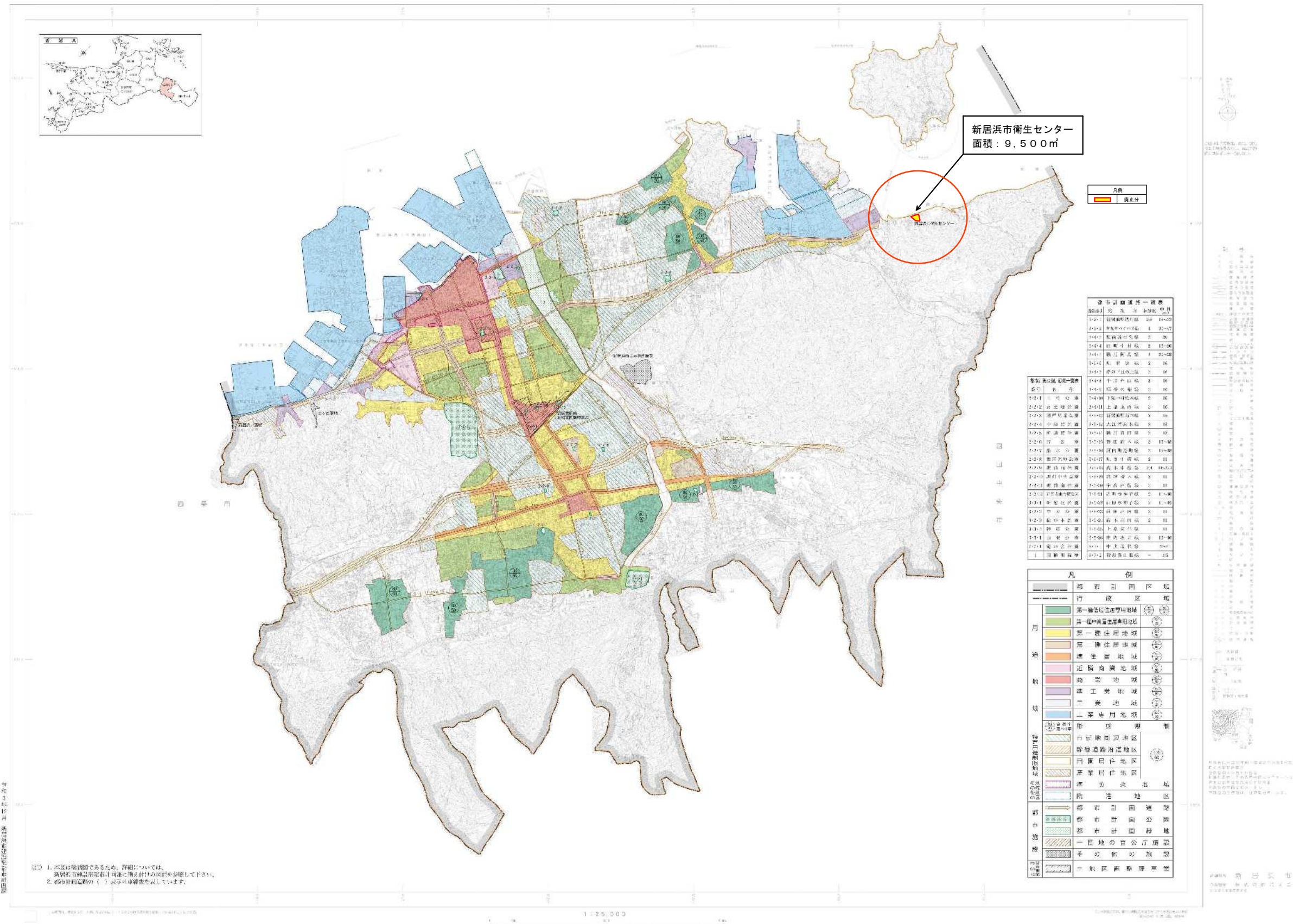
「区域は計画図表示のとおり」

理 由

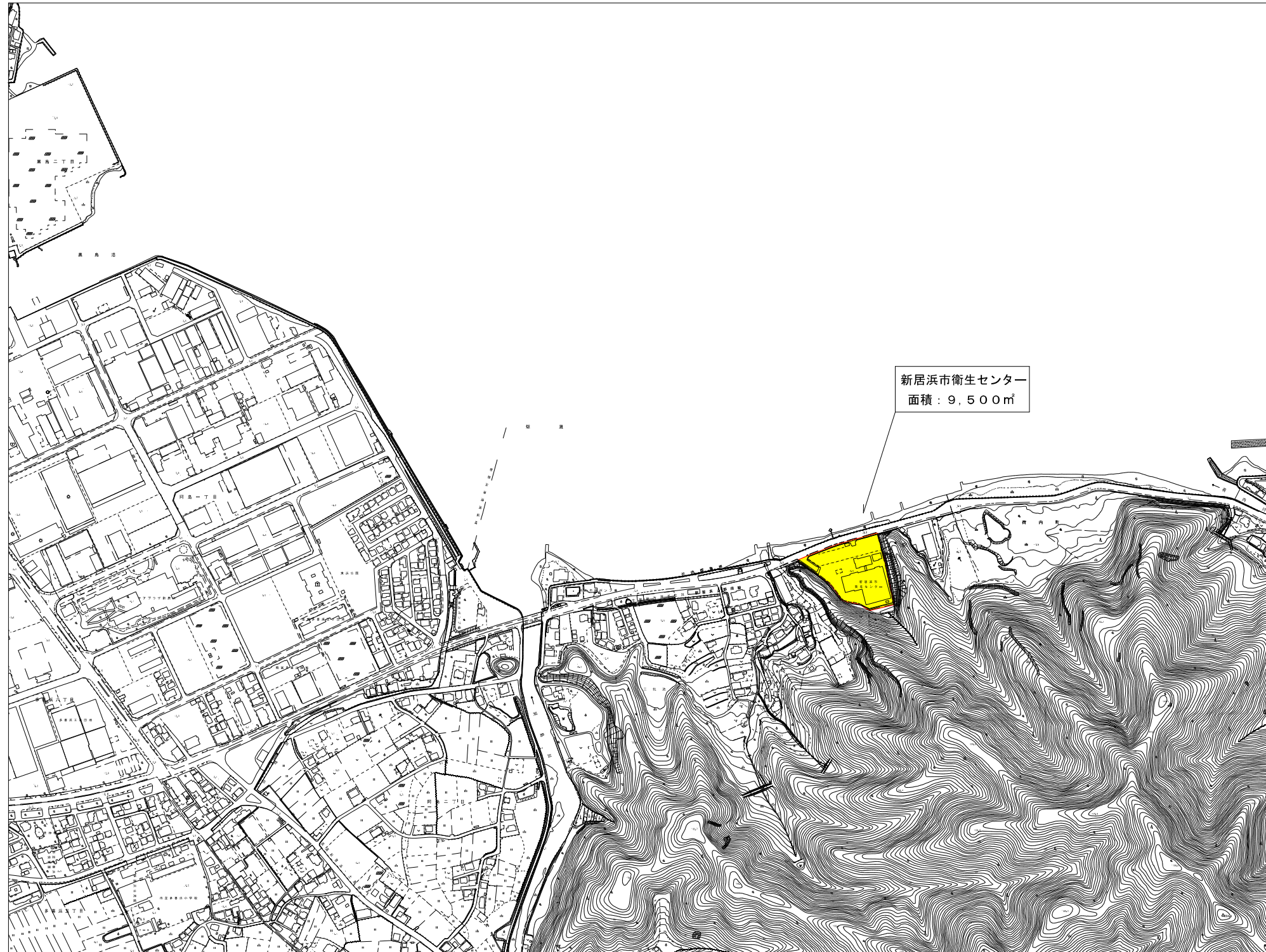
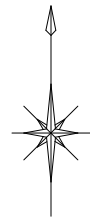
新居浜市衛生センターは昭和48年に東予広域都市計画汚物処理場(新居浜市浄化園)として、当初都市計画決定を受け、平成元年にスクラップ&ビルド工法による施設更新に伴う計画の変更を行いながら、新居浜市のし尿処理を行ってきた施設である。しかしながら、供用開始から約30年が経過し、施設の老朽化が著しいことから、より経済的かつ有効な処理手法を検討し、新居浜市下水処理場での共同処理を令和4年4月1日から開始した。

今回の変更は、新居浜市衛生センターが令和4年3月31日をもって閉鎖したことから都市施設を廃止しようとするものである。

新居浜市都市計画図



計画図 S=1 : 2,500



凡例	
	廃止分

議案第 148 号

新居浜都市計画下水道の変更案について

(新居浜市決定)

新居浜都市計画下水道の変更（新居浜市決定）

新居浜都市計画下水道新居浜公共下水道「2.排水区域」及び「3.下水管渠」中川西污水幹線を次のように変更する。

新居浜都市計画下水道新居浜公共下水道「3.下水管渠」中庄内污水幹線及び川東污水幹線を廃止する。

2.排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考） 面積 約 2,576 ha(うち処理区域 約 2,576 ha)

3.下水管渠

污水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
川西污水幹線	新居浜市菊本町二丁目	新居浜市港町	管径又は幅員2.30～1.65m, 延長約1,860m
吐口及びこれに 接続する放流管渠	新居浜市菊本町二丁目地先	新居浜市菊本町二丁目	管径又は幅員2.0m, 延長約350m

理 由 書

本市の公共下水道は、昭和 35 年に旧都市計画法に基づく当初決定を行い、事業着手した。平成 29 年に排水区域を約 2,538ha として事業を進め、令和 4 年度までに約 2,102ha の整備が完了しており、下水道による汚水処理人口は 74,261 人となった。

これまでは用途地域における整備を優先して進めつつ、市街地動向を見据えながら段階的に排水区域を拡張してきたが、今後は上位計画である都市計画マスタープランに掲げるコンパクトなまちづくりを推進する方針と整合を図り、社会情勢や整備における時間軸等を考慮し優先度の高い区域を限定して整備を進めていく必要がある。

今回の変更箇所である新居浜駅南地区（坂井町三丁目）は、立地適正化計画において居住誘導区域に位置付けられており、都市拠点としての整備を推進する。美しが丘地区（東田三丁目）は、居住誘導区域に隣接し、既に公共下水道に接続された大規模な住宅地や商用施設で構成される良好な開発区域であり、施設の適切な維持管理を行う。

上記理由により、この 2 地区の約 38ha を雨水及び汚水排水区域に追加し、面積を約 2,576ha に変更しようとするものである。

新居浜市都市計画図



**廃止する管渠
(図面上の表示を削除)**

※下水排除面積が1,000ha以上の管渠のみ図面に表示する必要があるが、R4年度に実施した全体計画区域の縮小に伴い、下水排除面積が1,000haより小さくなった管渠を図面から削除するもの。

排水区域に追加する地区

新居浜駅南地区
(10ha)

美しが丘地区
(28ha)

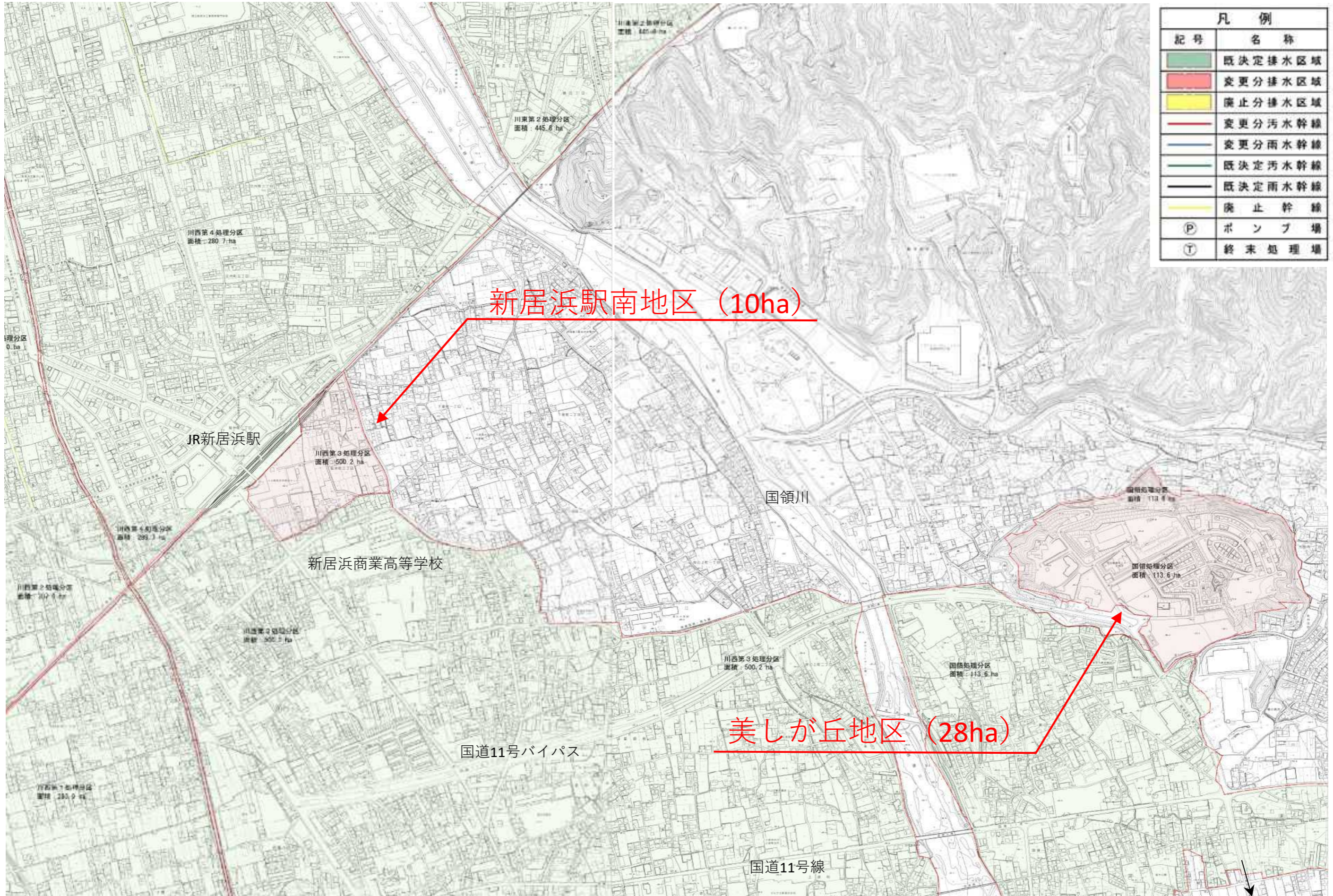
路線別	路線名	幅員(m)	延長(km)
3-2-1	新居浜駅前通り	2.0	18.52
3-2-2	新居浜バイパス	4.0	25.20
3-2-3	駅前通り	2.0	2.00
3-4-4	西町中村線	2.0	18.20
3-4-5	磯前線	4.0	20.20
3-4-6	駅前線	2.0	1.16
3-4-8	平野線	2.0	1.16
3-4-9	藤島線	2.0	1.16
3-4-10	坂井線	2.0	1.16
3-4-11	上原線	2.0	1.16
3-5-12	新居浜駅前線	2.0	1.15
3-5-14	磯前線	2.0	1.12
3-5-15	新居浜線	2.0	19.18
3-5-16	河内線	2.0	19.18
3-5-17	新居浜中線	2.0	1.11
3-5-18	高木線	2.4	11.22
3-5-20	宇高線	2.0	1.16
3-5-21	湯野線	2.0	11.16
3-5-22	西郷線	2.0	11.15
3-5-23	高木線	2.0	1.11
3-5-25	上原線	1.0	1.11
3-5-26	庄内線	2.0	13.16
3-7-1	中央線	2.0	2.20
3-7-2	新居浜山線	1.0	3.5

記号	名称
	既決定排水区域
	変更分排水区域
	廃止分排水区域
	変更分汚水幹線
	変更分雨水幹線
	既決定汚水幹線
	既決定雨水幹線
	廃止幹線
	ポンプ場
	終末処理場

	都市計画区域
	行政区域
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	市街地周辺地区
	幹線道路沿道地区
	田園居住地区
	産業居住地区
	準防火地域
	臨港地区
	都市計画道路
	都市計画公園
	都市計画緑地
	一団地の官公庁施設
	その他の施設
	土地区画整理事業

(注) 1. 本図は縮刷図であるため、詳細については、新居浜市建設部都市計画課に備え付けの図面を参照して下さい。
2. 都市計画道路の()表示は車線数を表しています。

新居浜市都市計画図（排水区域変更箇所）



凡 例	
記号	名 称
	既決定排水区域
	変更分排水区域
	廃止分排水区域
	変更分污水幹線
	変更分雨水幹線
	既決定污水幹線
	既決定雨水幹線
	廃止幹線
	ポンプ場
	終末処理場